

第２期八尾市総合戦略（後期戦略）（素案）に係る市民意見提出制度実施要領

1	件 名	第２期八尾市総合戦略（後期戦略）（素案）についての市民意見募集
2	目 的	第２期八尾市総合戦略（後期戦略）（素案）を策定するにあたり、八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例第 12 条に基づき、広くその素案を公表し、市民の意見等の提出という形での市民の参画の機会を保障するとともに、それらの意見等を反映させることを目的とする。
3	事務説明	本市では、人口減少を克服し地方創生を目的として、特に重点的に進めるべき取り組みを位置付ける八尾市第 6 次総合計画の実行計画として「第２期八尾市人口ビジョン・総合戦略」を令和 3 年 3 月に策定しました。 このうち、総合戦略部分は、計画期間を前期 4 年及び後期 4 年とし、中間年にあたる令和 6 年度に時代の変化等に対応するための見直しを行いつつ、令和 7 年度から始まる「第２期八尾市総合戦略（後期戦略）」の策定を進めているところですが、広く市民の意見を計画に反映させるため、「市民意見提出制度に関する指針」に基づき、市民の意見・提言を募集します。
4	対象者	市内に在住・在勤・在学又は事業を営むすべての人及び市内に事業所を有する法人その他の団体
5	資料案内 及び公表方法	（１）公表する資料 第２期八尾市総合戦略（後期戦略）（素案） （２）公表の方法 ・市役所本館【４階政策推進課、３階情報公開室および１階総合案内】、各出張所、緑ヶ丘コミュニティセンター、桂人権コミュニティセンター、安中人権コミュニティセンター、各図書館での閲覧 ・八尾市ホームページを利用した閲覧
6	公表期間	令和 6 年 12 月 23 日（月）～令和 7 年 1 月 24 日（金）まで
7	意見募集期間	令和 6 年 12 月 23 日（月）～令和 7 年 1 月 24 日（金）まで（必着）
8	必須記入事項	（１）タイトル 「第２期八尾市総合戦略（後期戦略）（素案）についての市民意見」 （２）意見・提言 （３）連絡先（任意） （氏名又は団体名、電話番号、FAX 番号、E-mail アドレス） ※提出された連絡先等の個人情報保護法に基づき適切に取り扱います。 ※意見の該当箇所や内容が不明確な場合に、確認のため連絡をさせていただく場合がありますが、それ以外の目的には使用しません。

9	意見の提出方法及び提出先	(1) 持参（代理人によるものを含む。） 八尾市役所本館 4階 八尾市 政策企画部 政策推進課 (2) 郵送 : 〒581-0003 八尾市本町一丁目1番1号 八尾市 政策企画部 政策推進課 (3) ファクシミリ : 072-924-3570 (4) 電子メール : seisakusuisin@city.yao.osaka.jp (5) 電子申請システム
10	提出された意見の取り扱い等	(1) 提出された意見は、市民意見提出期間終了後、意見の整理を行い、資料として活用するとともに、素案への反映可否等について、後日（令和7年2月頃を予定）、情報公開室及び市ホームページにて公表いたします。個別の回答はいたしかねますので、ご了承ください。 (2) 提出された意見は、住所・氏名を除き、そのままの形で公表することがありますので、個人が特定される内容は、意見本文にはできるだけ記入しないよう、ご注意ください。 (3) 意見を受領したことについて、個別の連絡はいたしません。 (4) 電話・口頭での意見は、市民意見提出制度として取り扱いません。
11	留意事項	(1) 素案 12～32 ページに記載がある「めざす姿」及び「基本的方向・施策」については、八尾市第6次総合計画後期基本計画（以下、「後期基本計画」という。）の施策の「めざす暮らしの姿」及び「基本方針」から引用しています。後期基本計画は令和6年12月八尾市議会にて議決されているため、当該部分に係る文言の修正等はできません。 (2) 素案 12～32 ページに記載がある「指標」及び「KPI」の一部については、後期基本計画の施策指標（案）からの引用です。今後、施策指標の確定に伴い市民に分かりやすい表現に修正する可能性があります。
12	担当 (問い合わせ)	八尾市 政策企画部 政策推進課 電話：072-924-3816（直通）